

※神戸市記入欄

起案：令和 年 月 日 / 決裁：令和 年 月 日

* 都市局[受取]	決裁欄	部長	* 処理欄	* 建設局[返却確認]
係長				
係員				

屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト

(広告物等景観保全地区)

* 広告物等景観保全地区においては、景観法に基づく景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における屋外広告物の表示等に関する制限が、神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局景観政策課にご相談ください。

* 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。

* フレック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。

記	所属・氏名	
入	連絡先	TEL E-Mail
者	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。	

◆神戸市景観計画の景観計画区域全域における、

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準				フレック	計画内容
		商工系地域	住居系地域		
地上広告物	基本事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 ○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。			
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。		
備考 商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域					

夜間景観形成基準				フレック	計画内容	
		商工系地域	住居系地域			
地上広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。			
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	(○原則として掲出しない。)		
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			
備考 商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域						